

## 5. 岡山大学大学院社会文化科学研究科規程

〔平成18年4月1日〕  
岡大院社会規程第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）に基づき、岡山大学大学院社会文化科学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (研究科及び専攻の目的)

第2条 研究科は、人文・社会科学の分野において、総合的、学際的な研究・教育を行い、学術研究の推進と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前条の目的を達成するため、研究科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 社会文化基礎学専攻は、思想、芸術、社会、法律、政治、経済活動にわたる人類の文化的な営みを理論的、実証的に考察できる人材を養成する。

二 比較社会文化学専攻は、様々な言語及び文化の特質について教育を行い、異文化との「共生」を実現するための方法と技術を身につけた人材を養成する。

三 公共政策科学専攻は、現代社会が直面する諸問題を「公共」の観点から解明し、その解決策を立案し組織化する能力をもった人材を養成し、また、実社会で活躍する専門的職業人を養成する。

四 組織経営専攻は、組織経営に関する諸問題を、経営学、会計学、組織経済学の観点から理論的、実践的に把握し、リーダーシップを発揮し、問題を解決できる人材を養成する。

五 社会文化学専攻は、多文化社会における「人間と人間の共生」、「共生社会の構築」を課題として教育・研究を遂行できる人材を養成する。

### (自己評価等)

第3条 研究科は、管理学則第54条の定めるところにより、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努める。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学大学院社会文化科学研究科自己評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

4 委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

### (附属施設)

第4条 研究科に東アジア国際協力・教育研究センターを置く。

2 東アジア国際協力・教育研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

### (研究科長)

第4条の2 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

3 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

### (副研究科長)

第5条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

### (専攻長及び副専攻長)